

平成28年12月

文 部 科 学 省

平成29年度 文部科学関係税制改正事項(概要)

要望が認められたもの

- (1) 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】
- (2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】
- (3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】
- (4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の延長【固定資産税等】 ※2年延長
- (5) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置における領収書の提出方法の見直し（内閣府等との共同要望）【贈与税】
- (6) (独)教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】
- (7) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（厚生労働省等との共同要望）【法人税等】 ※3年延長
- (8) 県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲【個人住民税】
- (9) 給付型奨学金の創設に伴う差押禁止等の所要の措置【国税徴収法等】

(参考) 其他要望していたもの

- ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ（厚生労働省との共同要望）【たばこ税等】
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】
- 2019 年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置【法人税等】
- 災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充【所得税】
- 幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設（内閣府・厚生労働省との共同要望）【相続税等】
- 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置における贈与者の範囲の直系尊属以外への拡充（内閣府等との共同要望）【贈与税】

要望が認められたもの

(1) 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】

現状、私立大学が行う受託研究については、一定の要件を満たすもの以外は法人税法上の収益事業の「請負業」として整理され課税対象とされているが、当該要件を見直すことにより、特に民間企業からの受託研究を受け入れやすくし、多元的な資金の獲得や本格的な産学連携を更に促進する。

【非課税となる受託研究の要件】

＜現行の要件＞①及び②

①当該研究の成果の公表

②実施期間が3カ月以上

要件

見直し

＜新たな要件＞①又は②

①当該研究の成果の一部又は全部が大学に帰属

②当該研究の成果の公表

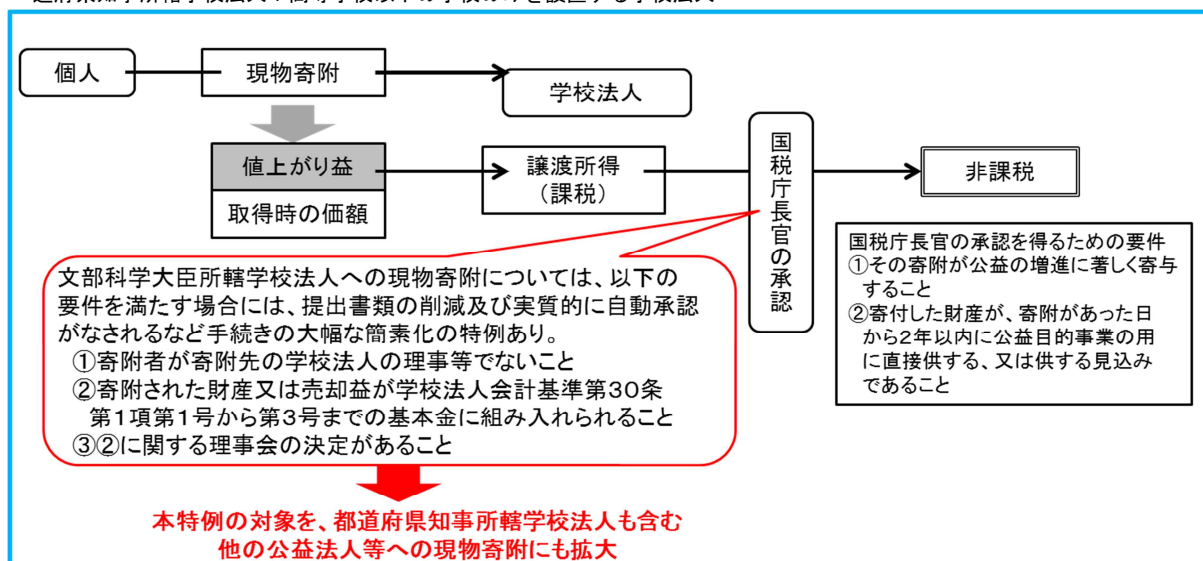
廃止

(2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】

公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続きが必要である。当該手続きには膨大な申請書の提出及び相当の時間を要しているが、文部科学大臣所轄学校法人（※）への現物寄附については、一定の要件を満たす場合には、当該承認手続きが大幅に簡素化される特例が設けられている。

本特例の対象を、都道府県知事所轄学校法人（※）を含む他の公益法人等への現物寄附にも拡大することにより、公益法人等への寄附の一層の促進を図る。

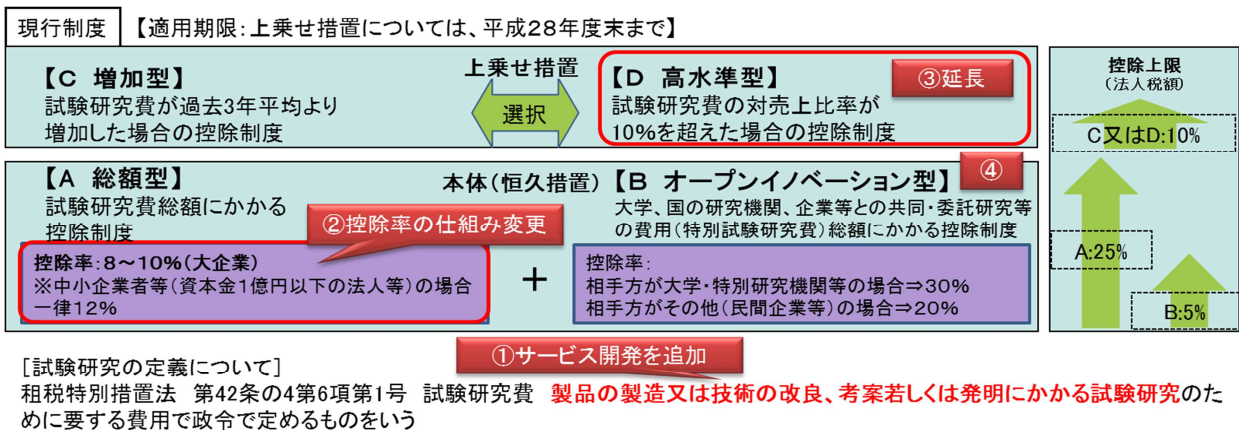
（※）文部科学大臣所轄学校法人：大学等を設置する学校法人
道府県知事所轄学校法人：高等学校以下の学校のみを設置する学校法人



(3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】

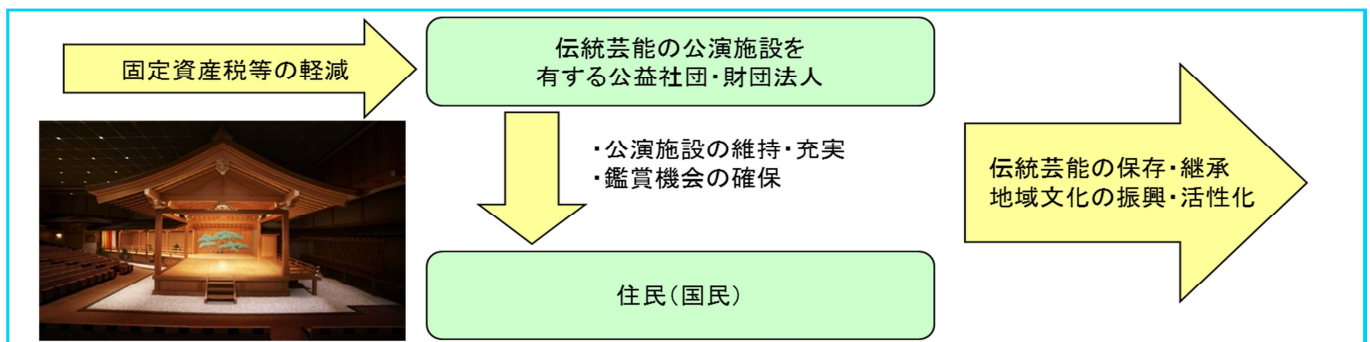
民間企業の研究開発投資の維持・拡大に貢献し、民間企業の競争力を強化するため、以下の制度改正を行う。

- ①対象にA Iやビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービスの開発を新たに追加（定義の見直し）
- ②総額型の控除率について、投資の増減に応じて、最低6%～最大14%とすることで支援にメリハリを効かせる。また、中小企業支援の強化のため、5%超投資が増加した場合に控除率を最大17%、控除上限を10%上乘せする
- ③試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除制度（高水準型）の期限延長
- ④オープンイノベーション型に係る手続きの簡素化等の運用改善（**控除対象費用の限定を廃止**（これにより光熱水費や修繕費等も対象）。同時に、大学の書類作成等の**事務負担を大幅に軽減**）



(4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の延長【固定資産税等】

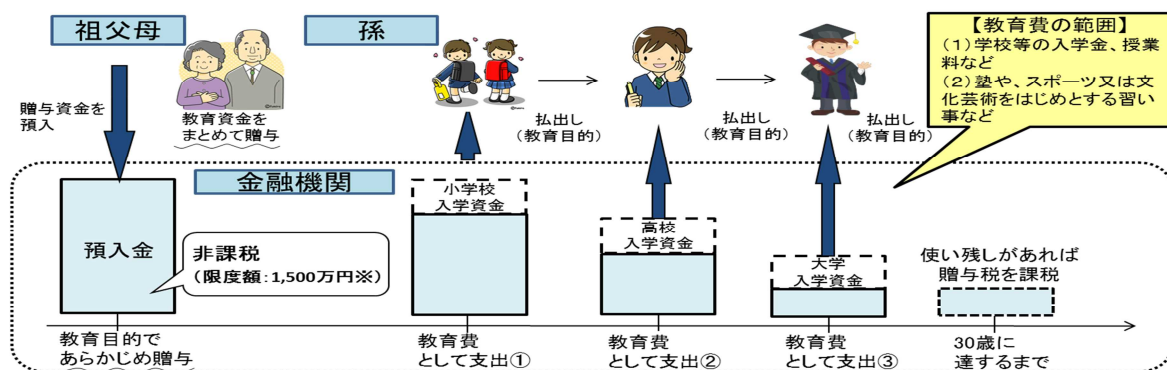
公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置（課税標準2分の1）について、適用期限を**2年延長**する（平成31年3月31日まで）。これにより、伝統芸能の公演施設の維持・充実と国民の鑑賞機会の確保を図る。



(5) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置における領収書の提出方法の見直し（内閣府等との共同要望）【贈与税】

祖父母等が孫等に対して一括贈与された教育資金に係る平成31年3月31日までの贈与税の非課税措置について、領収書を紙媒体のみならず電子媒体でも金融機関に提出することを可能とし、本制度の利用促進を図る。

(参考) 教育資金一括贈与制度の流れ



(6) (独) 教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】

(独) 教員研修センターの組織を見直し、(独) 教職員支援機構に改組する（平成29年4月1日施行）に伴い、税制上の所要の措置（これまで適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる。

(7) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（厚生労働省等との共同要望）【法人税等】

退職等年金給付（退職年金、職務障害年金、職務遺族年金）の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、特別法人税の課税停止の措置の適用期限を3年延長する。

（８）県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲【個人住民税】

指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与負担に関する権限について、都道府県から指定都市への移譲を平成 29 年 4 月 1 日に実施することとされたことに伴い、指定都市所在道府県及び指定都市の間の合意を踏まえ、同日付で個人住民税所得割の 2 % の都道府県から指定都市への税源移譲等の所要の措置を講ずる。

参 考 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方に関する合意

（平成 25 年 11 月 14 日、指定都市所在道府県・指定都市）（抜粋）

道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2 % の税源移譲が行われることに合意する。（中略）

また、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

参 考 平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ I に追加して決定する事項

一 個人所得課税 5 その他（地方税）

（備考）県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置として、個人住民税所得割 2 % の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

（９）給付型奨学金の創設に伴う差押禁止等の所要の措置【国税徴収法等】

新たに創設する給付型奨学金について、関係法令の改正を前提に、差押禁止等の措置を講ずる。

参 考 ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

参 考 未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）（抜粋）

給付型奨学金については、平成 29 年度（2017 年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。

参 考 第 192 回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説（平成 28 年 9 月 26 日）（抜粋）

給付型の奨学金も、来年度予算編成の中で実現いたします。